現行の衆議院選挙制度の見直しのための公職選挙法の一部を改正する等の法律案要綱

第一　趣旨　（第１条関係）

この法律は、衆議院の選挙制度についての令和８年１０月５日の衆議院選挙制度に関する協議会から衆議院議長への報告における「理想の選挙制度に向けた抜本改革」の結論を得るまでの間の措置である「現行制度の見直し」に関し、公職選挙法の一部改正その他必要な措置について定めるものとする。

第二　公職選挙法の一部改正　（第２条関係）

一　衆議院議員の定数の削減等

１　衆議院議員の定数の削減　（公職選挙法第４条第１項関係）

衆議院比例代表選出議員の定数を１７６人から３１人削減して１４５人とすることにより、衆議院議員の定数を４３４人とする。

２　衆議院比例代表選出議員の選挙区及び各選挙区の定数に係る改正

⑴　衆議院比例代表選出議員の選挙区について、中国選挙区と四国選挙区を統合して中国四国選挙区とするとともに、各選挙区において選挙すべき議員の数を次のように改める。　（公職選挙法別表第２関係）

北海道	６人（　８人）	東海	１７人（２１人）
東北	１０人（１２人）	近畿	２３人（２８人）
北関東	１６人（１９人）	中国四国	１３人（中国　１０人／四国　６人）
南関東	１９人（２３人）		
東京都	１６人（１９人）	九州	１７人（２０人）
北陸信越	８人（１０人）		（括弧内は現行定数）

⑵　衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が政党等演説会の会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数の上限を、選挙区ごとに通じて８から９に引き上げる。

（公職選挙法第１６４条の２第３項関係）

３　衆議院比例代表選出議員の選挙の当選人の数の決定における修正サン＝ラグ式の導入　（公職選挙法第９５条の２第１項関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙において各衆議院名簿届出政党等の当選人の数を定める方式を「ドント式」（各衆議院名簿届出政党等の得票数を１以上の各整数で除して得た商を用いる方式）から「修正サン＝ラグ式」（各衆議院名簿届出政党等の得票数を１．４及び３以上の各奇数で除して得た商を用いる方式）に改める。

二　衆議院比例代表選出議員の選挙制度の見直し

１　供託物没収額の算定方法に係る改正　（公職選挙法第９４条第１項関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等に係る供託物没収額の算定方法を次のように改める。

供託物の額－（３００万円×衆議院名簿登載者のうち小選挙区選出議員の選挙の当選人とされた者の数＋６００万円×比例代表選出議員の選挙の当選人の数×２．５）

※　現行法においては、下線部が「２」。

２　衆議院名簿登載者の数が不足した場合の取扱いに係る改正

（公職選挙法第９５条の２第１項関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙において、各衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者の数が当該衆議院名簿届出政党等の当選人の数となるべき数に不足するときは、その不足する数は、当選人の不足数として取り扱う。

※　現行法においては、衆議院名簿登載者の数の不足分が次点の商に係る衆議院名簿届出政党等に順次配分される。

３　重複立候補者が当選人となるために必要な衆議院小選挙区選出議員の選挙における得票の引上げ　（公職選挙法第９５条の２第６項関係）

衆議院比例代表選出議員の選挙の当選人の決定において、重複立候補者が当選人となるために必要な衆議院小選挙区選出議員の選挙における得票を、有効投票総数の１０分の１以上の得票（当該選挙において供託物を没収されないために必要な得票）から６分の１以上の得票（当該選挙の当選人となるために必要な得票）に引き上げる。

第三　統一名簿方式に関する法制上の措置　（第３条関係）

一　衆議院比例代表選出議員の選挙においては、２以上の政党その他の政治団体が共同して衆議院名簿を届け出る方式を可能とするよう必要な法制上の措置が講じられるものとする。

二　一の法制上の措置は、令和７年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日に講じられるものとする。

第四　施行期日等　（附則関係）

一　施行期日

この法律は、令和７年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行されるよう別に法律で定める日(※)から施行する。ただし、第一、第三及び四は、公布の日から施行する。

※　第三の法制上の措置として制定される法律において定めることを想定。

二　適用区分

改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（二において「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

三　自動車、船舶及び拡声機の使用に関する経過措置

中国四国選挙区において、衆議院名簿届出政党等は、当分の間、少なくとも自動車２台又は船舶２隻（両者を使用する場合は通じて２）及び拡声機２そろいを選挙運動のために使用することができる。

※　本則においては、少なくとも自動車１台又は船舶１隻及び拡声機１そろいを使用することができると規定されている。

四　検討

政党交付金の額の算定については、議員数割の額の算定における衆議院比例代表選出議員のうち当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等以外の政党に所属しているものの取扱い等について、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

現行の衆議院選挙制度の見直しのための公職選挙法の一部を改正する等の法律案

（趣旨）

第一条　この法律は、衆議院の選挙制度についての令和八年十月五日の衆議院選挙制度に関する協議会から衆議院議長への報告における「理想の選挙制度に向けた抜本改革」の結論を得るまでの間の措置である「現行制度の見直し」に関し、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部改正その他必要な措置について定めるものとする。

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十五人」を「四百三十四人」に、「百七十六人」を「百四十五人」に改める。

第九十四条第一項第二号中「二を」を「二・五を」に改める。

第九十五条の二第一項中「各衆議院名簿届出政党等の得票数を一から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての」を「次に掲げ

る」に改め、「個数」の下に「（当該個数が当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　各衆議院名簿届出政党等の得票数を一・四で除して得た商

二　各衆議院名簿届出政党等の得票数を三から当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数に二を乗じて得た数から一を減じて得た数までの各奇数で順次除して得た全ての商

第九十五条の二第六項中「その得票数が第九十三条第一項第一号に規定する数に達しなかつた」を「前条第一項第一号に規定する得票がなかつた」に改める。

第百四十九条第二項中「二十八人」を「二十二人」に改める。

第百六十四条の二第三項中「八」を「九」に改める。

別表第二北海道の項中「八人」を「六人」に改め、同表東北の項中「十二人」を「十人」に改め、同表北関東の項中「十九人」を「十六人」に改め、同表南関東の項中「二十三人」を「十九人」に改め、同表東京都の項中「十九人」を「十六人」に改め、同表北陸信越の項中「十人」を「八人」に改め、同表東海

の項中「二十一人」を「十七人」に改め、同表近畿の項中「二十八人」を「二十三人」に改め、同表中国の項を次のように改める。

中国四国	十三人
鳥取県	
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	

別表第二四国の項を削り、同表九州の項中「二十人」を「十七人」に改める。

（二以上の政党等が共同して衆議院名簿を届け出る方式に関する法制上の措置）

第三条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、二以上の政党その他の政治団体が共同して衆議院名簿（公職選挙法第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿をいう。）を届け出る方式を可能とするよう必要な法制上の措置が講じられるものとする。

２　前項の法制上の措置は、令和七年の国勢調査の結果に基づく衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日に講じられるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年の国勢調査の結果に基づく衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行されるよう別に法律で定める日から施行する。ただし、第一条、第三条並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施

行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（自動車、船舶及び拡声機の使用に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の公職選挙法別表第二に規定する中国四国選挙区における同法第百四十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい」とあるのは「、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい」と、「五人」とあるのは「十五人」とする。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政党助成法（平成六年法律第五号）第八条の規定による政党交付金の額の算定については、同条第

二項の規定による議員数割の額の算定における衆議院（比例代表選出）議員のうち当該議員が衆議院名簿登載者（公職選挙法第八十六条の二第一項に規定する衆議院名簿登載者をいう。）であった衆議院名簿届出政党等（公職選挙法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）以外の政党に所属しているものの取扱い等について、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

理　由

衆議院の選挙制度についての令和八年十月五日の衆議院選挙制度に関する協議会から衆議院議長への報告における「理想の選挙制度に向けた抜本改革」の結論を得るまでの間の措置である「現行制度の見直し」に関し、公職選挙法の一部改正その他必要な措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎現行の衆議院選挙制度の見直しのための公職選挙法の一部を改正する等の法律案　新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（議員の定数） 第四条　衆議院議員の定数は、四百三十四人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百四十五人を比例代表選出議員とする。 ２・３　〔略〕	（議員の定数） 第四条　衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。 ２・３　〔略〕
（名簿届出政党等に係る供託物の没収） 第九十四条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、三百万円に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と六百万円に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。 一　当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の当選人とされた者の数 二　当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二・五を乗じ	（名簿届出政党等に係る供託物の没収） 第九十四条　衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等につき、選挙区ごとに、三百万円に第一号に掲げる数を乗じて得た金額と六百万円に第二号に掲げる数を乗じて得た金額を合算して得た額が当該衆議院名簿届出政党等に係る第九十二条第二項の供託物の額に達しないときは、当該供託物のうち、当該供託物の額から当該合算して得た額を減じて得た額に相当する額の供託物は、国庫に帰属する。 一　当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿の衆議院名簿登載者のうち、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の当選人とされた者の数 二　当該衆議院名簿届出政党等に係る当選人の数に二を乗じて得

て得た数

2～4　〔略〕

（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）

第九十五条の二　衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、次に掲げる商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各衆議院名簿届出政党等の得票数に係るものの個数（当該個数が当該衆議院名簿届出政党等の届出に係る衆議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数）をもつて、それぞれの衆議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

一　各衆議院名簿届出政党等の得票数を一・四で除して得た商

二　各衆議院名簿届出政党等の得票数を三から当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数に二を乗じて得た数から一を減じて得た数までの各奇数で順次除して得た全ての商

2～5　〔略〕

6　第一項、第二項及び第四項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において前条第一項第一

た数

2～4　〔略〕

（衆議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人）

第九十五条の二　衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各衆議院名簿届出政党等の得票数を一から当該衆議院名簿届出政党等に係る衆議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。第百三条第四項を除き、以下この章及び次章において同じ。）の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選挙すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各衆議院名簿届出政党等の得票数に係るものの個数をもつて、それぞれの衆議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

〔新設〕

〔新設〕

2～5　〔略〕

6　第一項、第二項及び第四項の場合において、当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においてその得票数が第

号に規定する得票がなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（新聞広告）

第百四十九条　〔略〕

2　衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十二人を超える場合においては、二十二人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6　〔略〕

（個人演説会等の会場の掲示の特例）

第百六十四条の二　〔略〕

2　〔略〕

3　前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該選挙ごとに通じて五（参議院合同選挙区選挙の候補者にあつては、十）を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る

九十三条第一項第一号に規定する数に達しなかつた衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は、衆議院名簿に記載されていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（新聞広告）

第百四十九条　〔略〕

2　衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人を超える場合においては、二十八人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6　〔略〕

（個人演説会等の会場の掲示の特例）

第百六十四条の二　〔略〕

2　〔略〕

3　前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該選挙ごとに通じて五（参議院合同選挙区選挙の候補者にあつては、十）を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る

選挙区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて九を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4～6　〔略〕

別表第二（第十三条関係）

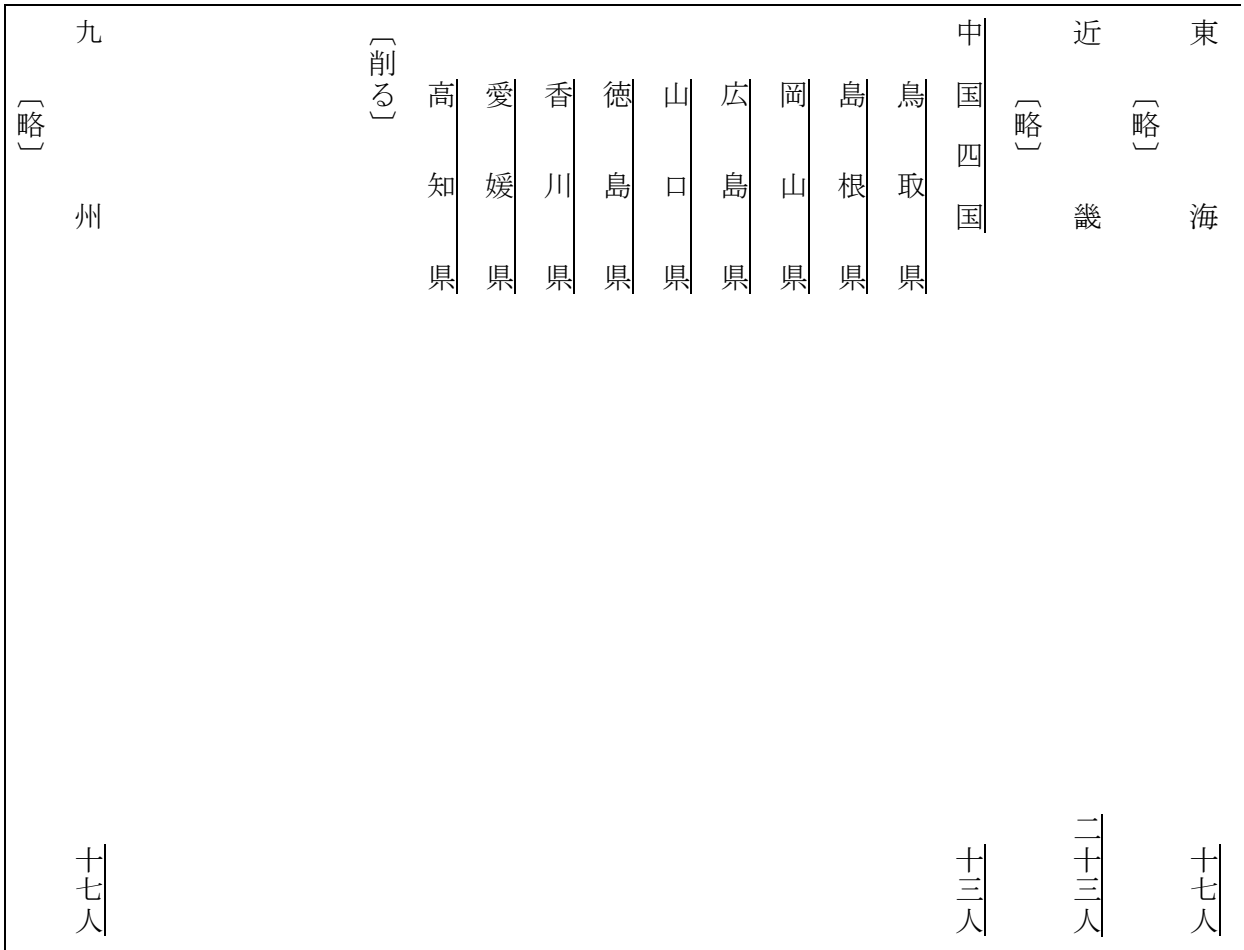
選挙区	議員数
北海道	六人
東北	十人
〔略〕	
北関東	十六人
〔略〕	
南関東	十九人
〔略〕	
東京都	十六人
北陸信越	八人
〔略〕	

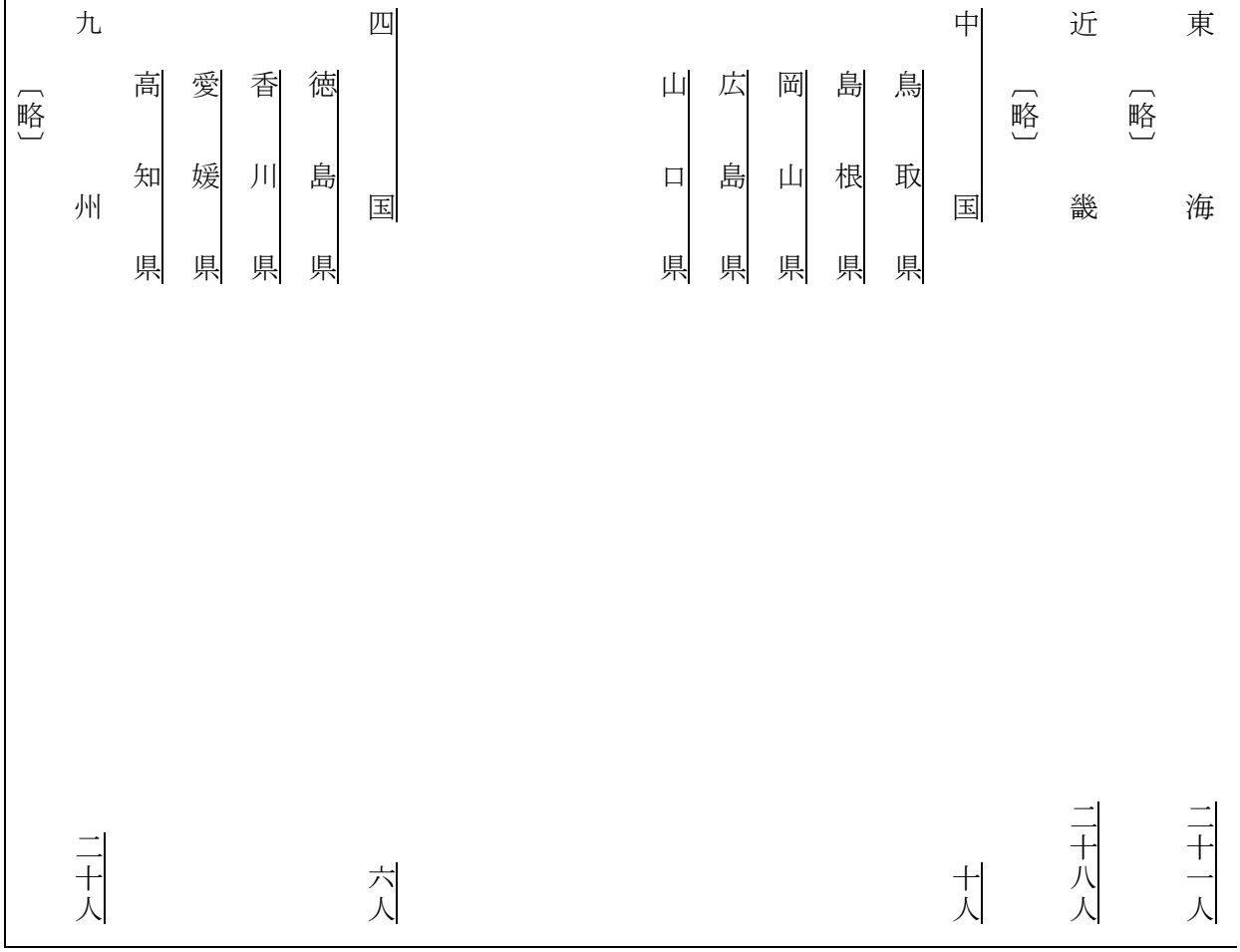
選挙区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて八を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4～6　〔略〕

別表第二（第十三条関係）

選挙区	議員数
北海道	八人
東北	十二人
〔略〕	
北関東	十九人
〔略〕	
南関東	二十三人
〔略〕	
東京都	十九人
北陸信越	十人
〔略〕	


東海
〔略〕
十七人
近畿
〔略〕
二十三人
中国四国
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
〔削る〕
十三人
九州
〔略〕
十七人


東海
〔略〕
二十一人
近畿
〔略〕
二十八人
中国
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
十人
四国
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
六人
九州
〔略〕
二十人